

「吉野川水系河川整備計画(素案)」の概要

1 . 河川整備の基本理念

【素案 P.50 参照】

吉野川及び旧吉野川・今切川における河川整備の基本理念

安全で、安心できる吉野川の実現

上下流の治水安全度のバランスを考慮しつつ、洪水、内水被害、高潮、地震等さまざまな水害から沿川地域住民の人命と財産を守り、人々が安心して暮らせる地域を早期に実現することを目的とする。このため、基本方針で定めた目標に向け、段階的に整備を進めることとして、各種治水対策を展開し促進するとともに、既設の河川管理施設の機能維持と向上を図り、さらに管理を高度化するための施策を講ずる。また、湧水被害の少ない安心できる川づくりを目指す。

河川本来の自然環境を有する吉野川の再生

吉野川に残る良好な自然環境・景観等を保全するとともに、近年失われつつある吉野川が本来有するレキ河原やエコトーン、清浄な吉野川の流れ等自然環境の再生を図るための施策を展開する。

地域の自然・景観・社会環境に調和し個性ある吉野川の創造

地域の自然環境・景観や社会環境に調和し、さらなる流域住民の積極的な自然体験活動や環境学習等の河川空間利用を創出するための施策を展開する。

2 . 計画の対象区間と対象期間

【素案 P.51-54 参照】

対象区間：吉野川水系の直轄管理区間（大臣管理区間）186.53km

河川：116.44km（吉野川（三好市池田町下流）旧吉野川、今切川外3河川）

ダム：70.09km（早明浦ダム、富郷ダム、柳瀬ダム、新宮ダム、池田ダム）

「抜本的な第十堰の対策のあり方」を除く。

対象期間：概ね30年

3. 事業項目毎の目標と施策の概要

吉野川

1. 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減（治水）

洪水を安全に流下させるための対応（無堤部対策等） 【素案 P.54 参照】

河川整備基本方針で定めた目標に向け、段階的な整備を実施することとし、本整備計画においては、戦後最大流量を記録し、甚大な浸水被害を発生させた平成16年10月の台風23号と同規模の洪水に対し、外水氾濫による浸水被害を防止することを目標として、整備を実施する。

整備計画目標流量：19,400 m ³ /s（岩津地点）
内、洪水調節量：2,800 m ³ /s（既設ダム）
河道配分流量：16,600 m ³ /s

事業項目・実施箇所等

【素案 P.59-64 参照】

- 1) 堤防の整備：直轄管理区間の無堤地区について、堤防の整備を実施する。
1 2箇所 約 22.8km
- 2) 輪中堤、嵩上げ等： 5箇所 約 4.4km
- 3) 河道の掘削等： 5地区 約 21.6km

堤防整備済区間における堤防漏水・侵食への対応（漏水対策・侵食対策）
堤防整備済区間において、河川水等の浸透に対して著しく安全性が低い区間や、侵食に関して重要水防箇所となっている区間については、危険性の解消に向けた所要の堤防補強等を実施することにより、破堤等重大災害を未然に防ぐ。 【素案 P.54 参照】

事業項目・実施箇所等

【素案 P.66-69 参照】

- 1) 堤防漏水対策：点検した結果、概ね吉野川左岸24.5km、右岸24.0kmの堤防について対策が必要。堤防漏水の発生状況を注視しつつ、計画的に対策を実施する。
5箇所 約 19.3km
- 2) 侵食対策：点検した結果、概ね吉野川左岸25.2km、右岸21.8kmの堤防について対策が必要。被災の状況を注視し、必要な箇所について対策を実施する。
5箇所 約 1.4km

内水被害への対応（内水対策）

【素案 P.55 参照】

内水氾濫への対応としては、家屋浸水被害が著しい地区について、必要な内水対策を行い、床上浸水被害を解消する。また、ハザードマップの公表等のソフト対策を地元自治体と連携して積極的に行うことにより内水被害を軽減する。 既設排水機場等については、適正に補修等を行い機能を維持する。

事業項目・実施箇所等

【素案 P.70-73 参照】

- 1)排水機場整備：内水被害の軽減に向けて内水被害の危険地域を検証し、家屋等の浸水被害が著しい地区について必要な対策を実施。
角の瀬排水機場（徳島市、20m³/s 新設、H16～20）
川島排水機場（吉野川市、既設 12m³/s 改築・6m³/s 増設、H17～21）等
- 2)地元自治体と連携したソフト対策の積極的推進
- 3)排水ポンプ車の派遣
- 4)既設排水機場老朽化・機能低下対策：必要に応じ適切な対策を実施。

大規模地震等への対応（地震対策）

【素案 P.55 参照】

東南海・南海地震による損傷・機能低下等に伴い、地震発生後に来襲する津波や洪水によって浸水被害が発生するおそれのある河口部の直轄管理樋門等の河川管理施設について、必要な対策を実施するとともに、昭和36年9月に来襲した第二室戸台風規模の河道内侵入波浪による越波被害を防止する。

事業項目・実施箇所等

【素案 P.74 参照】

- 1)地震対策：東南海・南海地震直後に来襲する津波による浸水被害発生が懸念される河口部の直轄管理樋門について、耐震補強等を実施。
- 2)高潮高波対策：高潮堤防等の整備を実施。

危機管理

【素案 P.55 参照】

事業項目・実施箇所等

【素案 P.75,95-97 参照】

- 1)光ファイバー網等の整備
- 2)洪水ハザードマップ整備の促進：市町が作成するハザードマップ作成の技術的支援。
等

ダム管理

【素案 P.55 参照】

上流ダム群においては、関係機関と連携し、効率的なダム管理に努めるとともに、施設の適切な維持管理を実施する。また、早明浦ダムでは適正な洪水調節機能の確保を図るとともに、柳瀬ダムでは放流能力の向上及び、堆砂等による治水・利水への影響を改善する。

事業項目・実施箇所等

【素案 P.74 参照】

- 1)早明浦ダム：洪水調節容量の増大、放流設備の改築。
- 2)柳瀬ダム：放流設備の新設。
- 3)池田ダム：整備計画目標流量12,500m³/sの安全な流下を図るため、貯水池周辺の浸水箇所、堤防の新設もしくは嵩上げ等を実施。

2．河川水の適正な利用（利水）

【素案 P.56 参照】

今後も流水の正常な機能や現状の水利用を十分に考慮し、関係機関との調整を図りながら、水利用の適正化や合理化に努めるとともに、渇水時の被害を最小限に抑えるための方策について検討する。（旧吉野川・今切川を含む）

3 . 河川環境の整備と保全 (環境)

【素案 P.57 参照】

河川環境については、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ保全に努める。

動植物の生息・生育環境

事業項目・実施箇所等

- 1) レキ河原の保全・再生：吉野川らしい広いレキ河原を保全・再生し、レキ河原に依存する動植物への影響を軽減するため、シナダレスズメガヤが定着・侵入しにくい河道状態を再生。 【素案 P.86 参照】
- 2) 水際環境の保全・再生：河道内にヤナギ類が繁茂することにより、土砂堆積による砂州の陸域化によって水際が急勾配になり、消失が懸念されている陸域と水域をつなぐ水際のなだらかな連続性(エコトーン)を再生。 【素案 P.87 参照】
- 3) 河道内樹木の取扱い：河道内樹木の繁茂・拡大により洪水を安全に流下させる上で支障となっている箇所やレキ河原の減少等、吉野川本来の景観や自然環境を変化させている箇所について、治水・環境・風土の側面から吉野川の望ましい河川環境の創出・再生を目的として樹木管理を行う。 【素案 P.87-88 参照】
- 4) 瀬・淵の保全 【素案 P.100 参照】
- 5) 竹林(水害防備林)の保全 【素案 P.100 参照】
- 6) 河川の連続性の確保 【素案 P.101 参照】
- 7) 河口干潟の保全 【素案 P.101 参照】

河川景観

【素案 P.57,102 参照】

治水との整合を図りつつ、河口干潟、広いレキ河原や河岸の水害防備林等吉野川らしい雄大な河川景観の保全に努める。

水 質

【素案 P.57,98-99 参照】

下水道事業等の関連事業や関係機関との連携、調整及び地域住民との連携を図りながら良好な水質の維持に努める。また、関係機関と連携し、早明浦ダムから放流される濁水の長期化の改善に努める。(旧吉野川・今切川含む)

河川空間の利用

【素案 P.58 参照】

人と川とのふれあいや環境学習の場等の確保に向けて、河川環境との調和を図りつつ、適正な河川の利用が図られるように努める。また、関係機関や地域住民等と連携して貴重な自然や水辺空間とのふれあいを体験できる施策を推進することにより、人と川、地域と川との共生関係を築くとともに、人と自然の交流促進に努める。(旧吉野川・今切川含む)

事業項目・実施箇所等

【素案 P.88 参照】

- 1) 人と川とのふれあいのための整備
- 5) ダム貯水池周辺整備の推進

旧吉野川・今切川

1. 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減（治水）

氾濫被害軽減に向けた対応（無堤部対策等）

【素案 P.55 参照】

河川整備基本方針で定めた目標に向け、段階的な整備を実施することとし、本整備計画においては、戦後最大規模の昭和50年8月台風6号と同規模の洪水に対し、外水氾濫による浸水被害を軽減することを目標とした整備を実施する。

具体的には、旧吉野川下流（河口より14.6km付近下流）及び今切川沿川の必要区間について築堤等の対策を行うことで、主要な市街地の外水氾濫による浸水被害を軽減するとともに、旧吉野川上流区間の掘削を行い、沿川の無堤地区における外水氾濫による家屋浸水被害を概ね解消する。

整備計画目標流量：1,100 m³/s（大寺地点）
内、洪水調節量：100 m³/s（既設ダム）
河道配分流量：1,000 m³/s

事業項目・実施箇所等

【素案 P.77-82 参照】

- 1) 堤防の整備：市街地等への大規模な氾濫被害が想定される区間については、洪水・高潮等による氾濫被害を防止するため、堤防の整備・水門新設等対策を実施。
1.2箇所 約20.3km(嵩上げ6.7kmを含む)、水門新設2箇所
- 2) 河道の掘削等：下流部では、流下断面が不足する河道区間について河道の掘削を実施。また、上流部では、河道狭窄箇所等の河道の掘削を行い無堤地区における外水による家屋浸水被害を概ね解消。 6箇所 約4.2km

大規模地震等への対応（地震対策）

【素案 P.56 参照】

地震等による災害の軽減に向けて、下流部における堤防整備を促進するとともに、中規模地震動に対する堤防耐震対策を実施して沈下量を抑制し、震後の潮位による壊滅的な浸水被害を防止する。東南海・南海地震及び津波への対応については、直轄管理樋門や河口堰の耐震対策を進めるとともに、堤防耐震対策についても必要な検討や関係機関との調整を進め、早期事業着手に努める。

事業項目・実施箇所等

【素案 P.83-85 参照】

- 1) 築堤：地震・津波の影響が大きい下流部の築堤等の実施。10箇所 約9.3km
- 2) 中規模地震対策：中規模地震動の耐震対策を推進。8箇所 約8.7km
- 3) 東南海・南海地震、津波対策：堤防等の被害状況と地震後の浸水被害状況の検討を行い、対応が必要な区間については、徳島県が所管し同一地区を防御する海岸堤防・支川堤防・港湾施設等への対応状況等も考慮しつつ、段階的に事業を実施する。さらに、樋門・堰等構造物についても、耐震補強等の必要な対策を実施。
- 4) ソフト対策

危機管理 吉野川参照

【素案 P.56 参照】

2. 河川水の適正な利用（利水） 吉野川参照

【素案 P.56 参照】

3. 河川環境の整備と保全（環境）

【素案 P.57 参照】

治水・利水・河川利用との整合を図りつつ保全に努める。

動植物の生息・生育環境

事業項目・実施箇所等

【素案 P.101-102 参照】

- 1) 水域・水際環境の保全：河道掘削箇所については、治水との整合を図りながら、ヨシ等の抽水植物やクロモ等の沈水植物等の多様な水際植生の保全に努める。
- 2) 河川の連続性の確保：第十樋門等の魚道の機能維持に努める。

河川景観

【素案 P.58,103 参照】

河道の掘削が必要な箇所については、多様な水際植生の回復を図る等、良好な河川景観の維持・形成に努める。また、河口堰下流は、コンクリート護岸が続く単調で人工的な景観となっていることから、河川工事の際には多自然型工法を用いることにより、自然度の高い河川景観創出に努める。

水 質

吉野川参照

【素案 P.58,98-99 参照】

河川空間の利用 吉野川参照

【素案 P.58 参照】

事業項目・実施箇所等

【素案 P.89 参照】

- 1) 地域交流拠点の整備

維持管理

【素案 P.90 参照】

洪水、高潮等による災害の防止又は軽減に向け、河道、河川敷、堤防、ダム及びその他の河川管理施設等を良好な状態に保ち、その本来の機能が発揮されるよう、適切に維持管理を実施する。

1. 河川の維持管理

河道の維持管理

【素案 P.90 参照】

河川巡視や縦横断測量等、定期的にモニタリングを行い、土砂堆積や河床低下等の河道状況の把握に努める。

また、洪水の疎通能力の維持及び低水路の安定化を図るため、必要に応じ河道整正や樹木伐採を行う。出水後に、水衝部付近の局所的な深掘れ等の進行状況の点検等を実施し、必要に応じ、適正に護岸・根固め等の補修を実施する。

堤防・護岸の維持管理

【素案 P.90 参照】

洪水時に機能が維持されるよう、平常時における点検、洪水時の堤防漏水や護岸等被災状況の把握、洪水後の巡視・点検等を行い、必要に応じ適切な補修を実施する。

施設の維持管理

【素案 P.91 参照】

洪水時に良好な機能が発揮できるよう、樋門、樋管、水門、排水機場等の施設については、定期点検等を行い、不具合・故障等を発見した場合には速やかに必要な対策を実施する。また、上屋の設置、遠隔操作、自動操作等を行い、確実な施設の操作に努める。

吉野川の堰については、河床維持等の機能を維持できるよう河川巡視により点検し、必要に応じ適切な補修を実施する。

許認可事務

【素案 P.93 参照】

河川区域内の土地の占用、工作物の新築・更新、土地の形状変更、砂利の採取等、許認可事務を河川法に基づき適正に実施する。また、砂利採取については、砂利採取法等に基づき適切に対処する。

河川美化

【素案 P.93 参照】

地域住民や関係機関と連携・協働により、今後さらなる河川美化に努める。また、ゴミ、土砂等の不法投棄に対しては、適切な対策を実施する。

水防資機材の確保

【素案 P.93 参照】

水防活動等に備え、引き続き機材や水防資材の備蓄に努める。

2. ダムの維持管理

【素案 P.93 参照】

上流ダム群については、引き続き統合管理により流域全体の効果的な流量調整を継続するとともに、流木処理や堆砂対策等を適切に実施し、ダム（貯水池）機能の確保を図る。

早明浦、富郷、柳瀬、新宮ダムにおいては貯水池内の地すべり滑動についても、監視を行い、必要に応じて迅速に対策を講じる。

また、柳瀬ダムでは、既存施設のさらなる有効活用を図ることを目的として、平成17年度より堰堤改良事業として放流設備の新設とともに堆砂除去等に着手しており、適切な事業実施を図る。